

令和5年5月1日

事業主
受講希望者 各位

林災防石川県支部七尾分会
(一社)七尾労働基準協会



刈払機取扱安全衛生教育 講習会 の開催について(ご案内)

刈払機は多くの業種で使用され、痛ましい災害も頻発しております。
このため、刈払機による業務に労働者を従事させる場合、事業者は所定の安全衛生教育を実施するよう厚生労働省通達が発出されています。
つきましては、この通達に基づく講習会を下記のとおり実施します(令和5年度は今回のみ)ので、必要な事業場(個人申込可)は、この機会に受講ください。

※新型コロナウイルス感染対策については、政府発表の対策を終日実施します。

記

1 実施月日・会場

◆実施日 令和 5年7月 3日(月) 9:00～16:00	◆会場 ポートサイド七尾 (5階会議室) 七尾市矢田新町地先埋立地
-------------------------------------	--

2 受講資格 特になし (個人の申込みも可です)
※体調不良の方はご遠慮願います。

3 定員 40名 ※申込み順により定員になり次第締め切らせて頂きます。
※但し、受付期日 6/22 までに受講希望者が 15 名未満の場合 は中止とさせていただきます。中止となった場合は 6 月 23 日に申込者にその旨連絡いたします。以上、ご了承のうえお申込み願います。

4 申込期日 令和5年 6月 22日 (木) まで・・・※申込みはお早めをお願いします。

5 受講申込み・受講料納入の方法

(1) 受講申込書に所要事項を記載し、本人確認のための書類(自動車運転免許証・健康保険証等の写し)を FAX 送信又は郵送してください。

◆FAX 送信先 0767-52-2427

◆郵送の場合 〒926-0852 七尾市小島町西部 19-2

一般社団法人七尾労働基準協会

(2) 受講申込みをされた方には、

① 受講申込書に受講番号を入れた「**受講票**」【当日持参し、受付に提示願います】

② 受講料等の納入期日・納入先金融機関、口座番号、金額、及びその時点におけるコロナ対策等を記した「**案内書**」

上記の①「**受講票**」②「**案内書**」を同時に FAX 送信いたしますので、①②が届きましたら、

①は受講者に、受講料等費用は②の案内書に記載の口座へ期日までに納入ください。

※①②の送付は、受講者数が 15 人となった時点で、発送します。

6 受講料

(円)

区分	受講料	消費税	テキスト代	合計
会 員	8,000	800	3,080	11,880
非会員	10,000	1,000	3,080	14,080

※会員とは、県下の労働基準協会、七尾鹿島建設業協会、羽咋郡市建設業協会、林防災石川県支部各分会、石川県電気工事工業組合能登本部、七尾木建安全対策協議会、七尾労災保険一人親方組合の各会員様です。

7 その他留意事項

(1) この講習は厚労省通達に基づく安全衛生教育です。

(2) 受講者は当協会の修了者台帳に登録し「刈払機取扱安全衛生教育修了証」を交付します。なお、この安全衛生教育には修了試験がありません。

(3) 受講者は受付時間に遅れず 8:50 までに受付をお済ませください。(受講票ご参照)

(4) 当日のマスク着用は、原則として自主判断となりますが、出来る限りの着用をお願いいたします。(2022.03 時点判断です。)

★その他不明なことがありましたら、

事務局 0767-52-5343 までお問合せください。



キャンセルについて



☆キャンセルの申出日によって次のとおり返金します。

キャンセル申出日……(土日を除く)	受講料(税込)	テキスト代その他
申込期日(6/22)まで	全額返金	全額返金
申込期日から講習 3 日前まで (6/23～6/28)	全額返金	返金なし
講習 2 日前から講習前日まで (6/29～6/30)	80%返金	返金なし
講習当日	返金なし	返金なし

※上記にかかわらず、受講者が 15 人に至らず中止となった場合、及び新型コロナ感染状況により開催が困難な事態となった場合は、受講料等の費用は全額返金とし、申請書類は保留となります。

※返金を送金する場合は送金料が差引かれますのでご了承願います。